

## 伊勢市国民保護計画（素案）に対する意見と回答について

NO.	ご意見の内容	回 答
1	<p><b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1</b></p> <p>教育部の事務又は業務において、「1.教育施設の被害状況調査及び対策に関すること」「2.児童生徒の安否情報の収集及び提供に関すること」とありますが、県国民保護計画にある「児童生徒の避難等の支援」など記載がありません。施設や児童生徒の状況情報収集も大切ですが、児童生徒の避難などの安全確保などまず人命を最優先の保護行動をお願いします。</p>	<p>教育部の事務又は業務に「公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること」を記載します。</p>
2	<p><b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1</b></p> <p>教育部において、県の国民保護計画で記載されている学用品の給与・児童生徒の避難等の支援・被災児童の教育等の記載がないのは、どういうことか。児童生徒に関する内容については、基本的に窓口となってもらうように要望したい。</p>	<p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関すること</li> </ul>
3	<p><b>第3編 第10章 2(1)被災児童生徒等に対する教育</b></p> <p>学習機会の確保、教科書の供給のあとに、「学習用品の供給」を明記してください。</p> <p><b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1</b></p> <p>教育部において「学用品の給与・児童生徒の避難等の支援・被災児童生徒の教育等の記載」を明確にし、窓口となるようにしてほしいです。</p>	<p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関すること</li> </ul>
4	<p><b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1</b></p> <p>教育部において、県の国民保護計画では、学用品の給与・児童生徒の避難等の支援・被災児童生徒の教育等について記載されているが、市の国民保護計画には記載されていない。児童生徒への対応については基本的に教育部が窓口になってもらうように、又それを具体的に記載してもらうよう要望します。</p>	<p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関すること</li> </ul>

NO.	ご意見の内容	回 答
5	<p><b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1</b></p> <p>教育部において、県の国民保護計画で掲載されている、学用品の給与・児童生徒の避難等の支援・被災児童生徒の教育等の記載がないのはどういうことか。</p> <p>児童生徒に関する内容については、基本的に窓口となってもらうように要望します</p>	<p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関すること</li> </ul>
6	<p><b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1</b></p> <p>教育部の「1 教育施設の被害状況調査及び対策に関すること」について、もう少し具体的に記述していただけるとよいと思います。特に被害にあった子どもたちへの学用品や制服の給与やさまざまな支援についてお願いします。</p>	<p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関すること</li> </ul>
7	<p><b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1</b></p> <p>教育部において、「学用品の給与、児童生徒の支援や被災児童・生徒の教育等」の記載がありません。</p> <p>武力攻撃事態への対処として基本的に窓口となっていただくようお願いしたいです。</p>	<p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関すること</li> </ul>
8	<p><b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1</b></p> <p>教育部において県の国民保護計画で掲載されている、学用品の給与・児童生徒の避難等の支援・被災児童生徒の教育等の記載がないのはどういうことか。</p> <p>児童生徒に関する内容については、基本的に窓口となってもらうように要望いたします。</p>	<p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関すること</li> </ul>
9	<p><b>第2編 第2章 1(5)学校及び事業所との連携</b></p> <p>学校および大きな事業所の避難について基本的な対応策を具体的に提示していただきたいと思いました。</p> <p>また、避難訓練の際には、強制的に戦時訓練に類する事柄が盛り込まれない</p>	<p>学校及び大規模な事業所の避難への対応策は、国民保護計画策定後に作成する、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルの中で検討する予定です。</p> <p>また、避難や救援などの国民保護に関する訓練は、今後、法に</p>

NO.	ご意見の内容	回 答
	<p>ようにお願いしたいと思います。</p>	<p>基づき実施することとなります。住民に対し、市は訓練への参加を呼びかけますが強制することはありません。</p>
10	<p><b>第2編 第2章 1(5) 学校及び事業所との連携</b></p> <p>「市は学校及び大規模な事業所における避難に関して時間的な余裕がない場合においては事業所単位により集団で避難することを踏まえて平素から避難訓練の在り方について意見交換・避難訓練を通じて対応を確認する」とありますが、学校では地震や火災に対する避難訓練を定期的に行っています。しかし、それは校舎から外に安全に避難することが主な目的であります。ここに書かれている「集団で避難する」というのは校外に集団で避難するということであると考えます。その時、どこへ、どのように子供たちを安全に避難させるのかその基本的な対応策を提示していただきたいと思います。また、「武力攻撃」という文字を目にすると、どうしても戦時中のことを思い出してしまいます。避難訓練等の際には、それが強制力を持った戦時訓練に類するものにならないようお願いします。</p>	<p>学校及び大規模な事業所の避難への対応策は、国民保護計画策定後に作成する、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルの中で検討する予定です。</p> <p>また、避難や救援などの国民保護に関する訓練は、今後、法に基づき実施することとなります。住民に対し、市は訓練への参加を呼びかけますが強制することはありません。</p>
11	<p><b>第2編 第2章 1(5) 学校及び事業所との連携</b></p> <p>「事業所単位により、集団で避難することを踏まえて…」とあるが、学校などの各事業所に対して、武力攻撃災害時の避難に対する基本的な対応マニュアルなどの整備は現在どの程度なされているのでしょうか？もし未整備な状態であるのならば、基本的な対応策を早急に提示するべきでしょう。</p>	<p>学校及び大規模な事業所の避難への対応策は、国民保護計画策定後に作成する、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルの中で検討する予定です。</p>
12	<p><b>第2編 第1章 第5 2(3) 訓練にあたっての留意事項</b></p> <p><b>第2編 第2章 1(5) 学校及び事業所との連携</b></p> <p>学校での訓練が「火災、地震等の計画及びマニュアル等に準じて・・・」とあるが、武力攻撃における災害は火災等よりも大規模のものが考えられる。</p> <p>また、「時間的に余裕がない場合においては、・・・集団で避難することを踏</p>	<p>学校及び大規模な事業所の避難への対応策は、国民保護計画策定後に作成する、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルの中で検討する予定です。</p>

NO.	ご意見の内容	回 答
	<p>まえて」とあり、学校や事業所単位での避難が考えられる。</p> <p>以上のことなどから、学校での避難について基本的な対応策を早急に提示していただくようお願いいたします。</p>	
13	<p><b>第2編 第2章 1(5)学校及び事業所との連携</b></p> <p>避難するときの基本的な対応策を早急に提示していただきたいと思います。</p> <p>世界の人々が安心して暮らせる世の中が来ることを心から願っています。</p>	<p>学校及び大規模な事業所の避難への対応策は、国民保護計画策定後に作成する、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルの中で検討する予定です。</p>
14	<p><b>第2編 第2章 1(5)学校及び事業所との連携</b></p> <p>上記のところで、避難するときの基本的な対応策を早い時期に提示していただきたいと思います。</p>	<p>学校及び大規模な事業所の避難への対応策は、国民保護計画策定後に作成する、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルの中で検討する予定です。</p>
15	<p><b>第2編 第2章 1(5)学校及び事業所との連携</b></p> <p>もう少し具体的に、どのような対応策を市として考えているのかを示していただきたいと思います。</p> <p><b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能</b></p> <p>子どもたちへの支援策について、もっと様々な方策を講じるようにしていただきたいと思います。</p> <p>私自身、二人の子どもがおりますが、幼稚園や小学校に通うような小さい子どもたちを守るために、市としてももっとはっきりとしっかりした支援策を打ち出していただきたいと思います。</p> <p>そして、全体を通してですが、もちろん非常事態が起こった場合は私自身も一市民として最大限、市の活動に協力したいと思いますが、やはり、損失補償なり、実費弁償なり、万が一の場合にきちんと損害は補うことを保証していた</p>	<p>学校及び大規模な事業所の避難への対応策は、国民保護計画策定後に作成する、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルの中で検討する予定です。</p> <p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関する事</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関する事</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関する事</li> </ul> <p>国民保護措置の実施に伴う損失補償、損害補償については、法第159条第1項、第160条において記されているとおり、補償されます。</p>

NO.	ご意見の内容	回 答
	<p>だきたいと思います。</p>	
16	<p>市民が危機に瀕した時、最初に被害を受けるのは社会的弱者(老人・障害者・こども)です。これらの方々に対する一層の配慮をお願いいたします。</p> <p>また、避難所のことですが、学校を避難所として使うのならば、まず耐震補強を早急にお願いします。</p>	<p>高齢者、障害者等への配慮は、特に留意すべき事項として、国民保護措置に関する基本方針で定めていますが、一層の配慮に努めます。</p> <p>なお、現在、市では庁内関係各課が連携して自然災害時における要援護者避難対策を検討しているところであり、この避難対策に準じて要援護者に対する国民保護措置を講じます。</p> <p>また、学校の耐震補強は、年次計画を定め順次実施しています。</p>
17	<p><b>第2編 第1章 第5 2(3)訓練にあたっての留意事項</b>  <b>第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能</b></p> <p>「第2編 第1章 第5 2(3)訓練にあたっての留意事項」で「特に高齢者及び障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する」や「第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1」の中で「福祉健康部 4.災害時要援護者の避難に関すること」等、弱者に対する対処が出ています。</p> <p>これらはとても大切なことだと思います。想定される事態になった場合、誰しものが、まずは自分の家族のことを一番に思い、近所の方であっても救助など後回しに考えてしまうおそれがあります。独居老人、身近に家族がいない者、昼間は一人で家で寝込んでいる病人や寝たきりになっている老人等、とても不安になることでしょう。そんな時に、心強い味方が行政です。弱者を大切にす視点(対処法)を、計画の中の大きな柱にしてもらえたらと思います。</p>	<p>市は、国民保護措置に関する基本方針のひとつに、高齢者、障害者等要援護者への配慮を定めています。</p> <p>避難住民の誘導に当たっては、現在、庁内関係各課が連携して自然災害時における要援護者避難対策を検討しているところであり、この避難対策に準じて要援護者に対する国民保護措置を講じます。</p>
18	<p>一口に避難といっても、健常者は容易ですが、在宅介護や養護施設等で介護や介助の必要な人々はどうなりますか？</p> <p>当方の実家は在宅介護をしています。いつも考えていることは、「大きな地震</p>	<p>高齢者、障害者等への配慮は、特に留意すべき事項として、国民保護措置に関する基本方針で定めていますが、一層の配慮に努めます。</p>

NO.	ご意見の内容	回 答
	<p>があったら、誰が助けてくれるんだろう？」ということです。比較的近くに住んでいる私ですが、交通や通信も遮断され、実家に向かうことができなかつたら・・・と思うと、非常に恐ろしくなります。</p> <p>伊勢市にある養護施設や在宅支援施設、その他大勢の在宅介護者の情報をきっちりとつかむこと、その上で緊急時、どのような保護ができるのかも考えていただきたいと思います。</p> <p>とても難しいということは私も承知しております。しかしながら、結局弱者が助からない保護計画なら、何の意味も持たないと思うのです。</p> <p>非常に勝手なコメントをさせていただきましたが、現実問題として、介護に携わっている人々は、一度は考えたことがあるはずだと思います。「災害時に誰が助けてくれるんだろう・・・」と。</p>	<p>なお、現在、市では庁内関係各課が連携して自然災害時における要援護者避難対策を検討しているところであり、この避難対策に準じて要援護者に対する国民保護措置を講じます。</p>
19	<p><b>第2編 第1章 第1 4(1)国民の権利利益の迅速な救済 表2-4</b></p> <p>国民の権利利益の救済にかかる手続き項目一覧において「損失補償」の項目の「救済内容」に件の計画案には「車両等の破損」が掲載されていますが、市の素案には掲載されていないのはどうしてでしょうか？</p> <p>同じく、項目に「実費弁済」がなかったり、「損害補償」の項目の救済内容に「医療の実施の要請等によるもの」が無いのは何故でしょうか？</p>	<p>損失補償の項目の中に「車両等の破損措置に関すること」と記されているのは、法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段に記されている都道府県公安委員会・自衛官が緊急通行車両の通行確保のために行った措置に対するの内容となっておりますので、市の計画には記載しておりません。</p> <p>実費弁償、損害補償の項目の中の医療の実施の要請等に関することも、法第85条第1項、第2項に記されている都道府県知事が行うことに関してなので、市の計画には記載しておりません。</p>
20	<p><b>第2編 第1章 第1 4(1)国民の権利利益の迅速な救済 表2-4</b></p> <p>「損失補償」の項目の「救済内容」に県の計画案には「車両等の破損」が掲載されているが、市の素案に掲載されていないのはなぜか。</p> <p>同じく、項目に「実費弁償」がなかったり、「損害補償」の項目の救済内容に「医療の実施の要請等によるもの」がないのはなぜか。</p>	<p>損失補償の項目に「車両等の破損措置に関すること」と記述されているのは、法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段に記されている都道府県公安委員会・自衛官が緊急通行車両の通行確保のために行った措置に対するの内容となっているため、市の計画には記載していません。</p>

NO.	ご意見の内容	回 答
	<p>いざというときの保障は、すべての人に漏れのないようにしてもらいたい。</p> <p><b>第2編 第2章 1(5) 学校及び事業所との連携</b></p> <p>避難するときの基本的な対応策(どのような状況の時にはどのように対処するかなど)を早急に提示してもらいたい。</p> <p><b>第3編 第2章 1(3) 市対策本部の組織構成及び機能 表3-1</b></p> <p>教育部において県の国民保護計画で掲載されている・学用品の給与・児童生徒の避難等の支援・被災児童生徒の教育等の記載がないのはどういうことか。児童生徒に関する内容については、基本的に窓口となってもらうように要望したい。</p>	<p>また、「実費弁償」、損害補償の項目の「医療の実施の要請等によるもの」も、法第85条第1項、第2項に記載されている都道府県知事が行う内容なので、市の計画には記載していません。</p> <p>学校及び大規模な事業所の避難への対応策は、国民保護計画策定後に作成する、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルの中で検討する予定です。</p> <p>表3-1 教育部の事務又は業務の項目に、次の3項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること</li> <li>・被災児童生徒等に対する教育に関すること</li> </ul>
21	<p><b>第3編 第4章 第2 3(1) 市長による避難住民の誘導</b></p> <p>「その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。」具体的には、学校教職員は、何か役割を担うのか。よくわからない。</p> <p><b>全般について</b></p> <p>今回、このような計画(素案)があることを初めて知った。想定されているのは、戦争(戦闘)を想定している事態のことで、こういう対応を考えなければならない時代に、今はなってしまったのかと思う。</p> <p>権力の名のもとに、個人の意志に添わない強制がされる場面が極力ないよう</p>	<p>学校教職員の役割は、国民保護計画策定後に作成する「避難マニュアル」において検討する予定です。</p> <p>なお、避難マニュアルは、武力攻撃事態等が発生し、県対策本部(知事)から避難の指示の通知を受けたとき、市長が避難実施要領を策定する際に参考とするもので、住民避難に関わる基本的な考え方、市の特性からみた留意点等を考慮の上、あらかじめ複数の避難実施要領のパターンを作成しておくものです。</p> <p>貴重な意見として拝聴し、今後の国民保護対策に生かします。</p>

NO.	ご意見の内容	回 答
	に願います。	
22	<p>ホームページの伊勢市国民保護計画は、インターネットに不慣れな人でも簡単に閲覧できるよう、誰にでも読みやすい文書にしてください。</p> <p>国民保護のための啓発活動については、武力攻撃への不安を駆り立てることのないように慎重に行なうべきでしょう。</p> <p>避難訓練等の際には、強制的に戦時訓練に類することがらを盛り込まないようにしてください。</p> <p>学校など教育現場への対応は教職員との話し合いの上、安全教育などの内容を検討すべきです。</p> <p>基本的人権の尊重が掲げられていましたが、これを堅持し、国民の権利利益が損なわれることのないようにしてください。</p> <p>「実費弁償」を保障し、有事に際しても市民の物また、市民自身については、納得のいく要請の方法をとるべきです。了承無しに除去、収用することなどは許されないとします。</p>	<p>貴重な意見として拝聴し、今後の国民保護対策に生かします。</p> <p>避難や救援などの国民保護に関する訓練は、今後、法に基づき実施することとなります。住民に対し、市は訓練への参加を呼びかけますが強制することはありません。</p> <p>本計画では、国民の自由と権利を尊重し、制限される場合であっても、その制限は必要最小限のものに限られています。</p> <p>非常時の私物の除去、収用にあたっては、法第159条第1項に基づき損失を補償されます。</p> <p>要請については当事者の理解を得られるよう十分な説明に努めます。</p>
23	<p>非常における私物の除去などに際しては、やむ得ないことはよくわかるのですが、個人の納得いくような説明をしっかりと行っていただきたい。</p> <p>また、学校が避難所として使用されると思うが、混乱を避けるためにも、その際のマニュアル、使用法などを、アバウトな物でなく、しっかりしたものを作成してほしい。</p>	<p>非常時の私物の除去にあたっては、当事者の理解を得られるよう十分な説明に努めます。</p> <p>また、有事に際して誰がどんな状況で避難所に避難してきても円滑に避難所の開設運営が行えるよう、今後、避難所運営マニュアルの作成を予定しています。</p>
24	<p>伊勢市は、2年前に洪水の被害に見舞われました。豊浜東小学校、宮川中学校をはじめとする市内の学校には何百人もの方が避難されました。その時の教訓を生かした避難住民の誘導・施設面や食事などの充実を図って下さい。特に、お年寄りや子どもたちが安心して避難できるよう、また避難生活が健康を蝕むようなことのないようにお願いします。</p>	<p>有事に際して住民に対する避難指示が迅速かつ的確に行えるよう、国民保護計画策定後に、避難の誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込んだ避難マニュアルを作成します。</p> <p>また、避難所においては、避難者の健康管理を適切に対処できるよう努めます。</p>



NO.	ご意見の内容	回 答
	<p>伊勢市民を守るのは「伊勢市行政」であることを充分実現できる計画にして下さい。</p>	
25	<p>どんな事態であろうと個人の生活は保障してほしい。</p> <p>除去、収用に際しては、やむ終えない状況であっても、個人の納得のいく要請の方法をとってもらいたい。</p> <p>市民にコメントを求める場合はもっと分かりやすく、平易な言葉で解説してほしい。</p>	<p>本計画は、万が一の武力攻撃災害、テロ等が発生した際に、市民の生命、身体及び財産を保護するためのものであり、迅速に適切な行動が取れるように努めます。</p> <p>非常時の私物の除去、収用の要請については当事者の理解を得られるよう十分な説明に努めます。</p> <p>今後の国民保護啓発活動等において、参考にさせていただきます。</p>
26	<p>小泉内閣以来、政府は、米国ブッシュ政権に追従し、有事法制の整備、イラクへの派兵など、数々の右傾化活動を強めてきました。さらに共謀罪の新設・日本国憲法や教育基本法の改悪等を推し進める中で軍事大国化路線を展開しています。</p> <p>特に、憲法改悪について、自民党は、草案で憲法の前文や第9条第2項を取り払い、現在の自衛隊を事実上「自衛軍」にし、海外活動を任務とすることを盛り込んでいます。また、国民に「愛国心」を強要し、「公益」と「公共の秩序」を強調した人権の制限をも法制化しようと企てています。</p> <p>2003年の「武力攻撃事態法」など有事3法の成立以降、2004年には「国民保護法」など有事関連7法が成立、また小泉内閣は、米軍が戦争を行うたびに「テロ特措法」や「イラク特措法」を成立させ、恒常的に自衛隊の海外派兵を行う手段を強行してきました。本年9月に誕生した安倍内閣に至っては、防衛庁を「省」に格上げし、自衛軍の実現に向けさらに活動を活発にしています。また、国民投票法案を国会に上程し、その具体的な手続きの実行をも狙っています。</p> <p>その中、2005年に国民保護法に基づく「国民の保護に関する基本指針」が閣議決定されました。</p>	<p>本計画は、万が一武力攻撃災害、テロ等が発生した際に、市民の生命、身体及び財産を保護するために備えるためのものであり、市民を戦争に巻き込んだり、協力を強要させようとするものではありません。</p> <p>国民保護計画策定後は、市民に対する計画主旨の周知徹底を図り、市民の理解を得ながら国民保護対策を講じます。</p>

NO.	ご意見の内容	回 答
	<p>国民保護法の実態は、国民を保護するものではなく、国民総動員体制の構築そのものであり、憲法で保障される基本的人権、財産権を侵害することを容認せんがためのものにほかなりません。また、公務員労働者の動員はもとより、一般市民やボランティア、民間事業者に対しても積極的に協力要請を行うこととしています。その結果、多くの一般人の犠牲者を出し、一方、非軍事施設も協力すれば、軍事施設として攻撃の対象とされることも予想されます。</p> <p>また、学校教育において、意図的なボランティア精神の養成等に関する教育を行うことは、教育基本法の狙いとする「愛国心」の強要と何ら変わることはなく、戦前の思想統制と同じであると考えられます。</p> <p>現憲法の基本理念に立ち、「市民の生命財産を守る」という行政の使命を十分認識され、「安心・安全な社会の実現」のため、私たち労働者を戦闘に巻き込んでいくことのないよう、計画の策定に当たっていただきたいと切に要望いたします。</p>	